

いじめ問題に関する学校の取組 ～主な流れ～

岐阜県立東濃特別支援学校

いじめ防止等対策検討委員会の設置と学校としての取組の策定

年間を通した取組

いじめを起こさないための日常の取組

- 日常における児童生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- いじめの判断は、一人ではない。

当該学部生徒支援会議

- 担任、学年主任、部教務、生徒指導主事、部主事等で情報共有し、事実確認の体制を作る。

部主事より校長・教頭への報告

関係児童生徒からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別で話を聞く。
- 当事者や保護者から十分な聞き取りを行い、正確な実態の把握を組織で行う。

「生徒支援委員会」を開催し、いじめの可能性の高い場合は、校長判断で「校内いじめ防止等対策検討委員会」に切り替える

- いじめか否かの判断を行う。いじめの場合は重大事案か否かの判断をする。
- どのような指導をおこなうのか方向性を決定する。
- 情報の提供者に迷惑がかからないよう配慮する。

重大事案

県教委へ報告

「いじめ防止等対策検討委員会」において対応方針の決定

- 具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 校長のリーダーシップの下、対応方針を職員間で共通理解する。

他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることへの理解を図る。

関係機関との連携

- 教育委員会、警察、子ども相談センター、市町村、民生委員、専門医等と連携・協力を図る(情緒不安定、恐喝や暴行等の犯罪行為)。

いじめられた児童生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- スクールカウンセラーやスペシャリストサポートを活用し継続支援を行う。
- 家庭訪問を行う際は、原則として複数教員で行う。

いじめた児童生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

「いじめ防止等対策検討委員会」における取組の定期的な検証

早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害児童生徒、加害児童生徒、関係児童生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害児童生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害児童生徒・加害児童生徒・周囲にいた児童生徒から事情聴取 *被害児童生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害児童生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害児童生徒の聴取では、児童生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害児童生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、児童生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する児童生徒からそれぞれ別室で聴取 *児童生徒自身が状況を書く <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での「いじめ防止等対策検討委員会」の開催 *情報集約 *被害児童生徒・保護者への対応・支援、加害児童生徒・保護者への指導・支援 *他の児童生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒への指導・支援、他の児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 ☎058-272-1111(内線 3143)	
児童生徒への対応	被害児童生徒	加害児童生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、児童生徒理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
	周囲の児童生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の児童生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る *その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害児童生徒の保護者	加害児童生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける *加害児童生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害児童生徒の心情を正確に伝え今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。